

令和6年12月11日

令和5年度補正予算（商用車の電動化促進事業（トラック））に係る公募要領の一部改正及び運用の変更についてのお知らせについて

1. 公募要領の一部改正等

令和5年度補正予算（商用車の電動化促進事業（トラック））については、現在、「一申請一営業所ごとに提出」と規定していますが、申請書の事務手続きの負担軽減を図る観点から「充電設備の申請を伴わない電動トラックのみ申請（以下「トラックのみ申請」という。）」については、申請者（所有者）が複数の営業所を取りまとめて申請する（以下、「一括申請」という。）を行えるよう一部取り扱いを変更しましたのでお知らせいたします。

2. 公募要領等の一部改正等

「商用車の電動化促進事業（トラック）公募要領」（以下「公募要領」という。）について、一部改正を行うとともに交付規程様式の記載方法の運用も以下のとおりといたします。

（1）公募要領の一部改正

「一申請一営業所ごとに提出」については、公募要領 「7. 申請受付（2）申請の方法① 交付申請（申請者が最初に行う申請。一申請一営業所ごとに提出）」の後に「ただし、充電設備の導入を行わない申請を除く）」を追加しました。

（2）申請様式（交付規程様式）の記載方法の運用の一部変更

各営業所の車両を一括申請する場合については、申請様式（交付規程様式）の記載方法について以下のとおり取扱うこととします（交付規程様式そのものについては、変更はありません。）。

- ① 交付規程様式 様式第1（その8）「商用車の電動化促進事業（トラック） 実施計画書（導入予定表）」 導入計画欄の「営業所名」及び「営業所位置（使用本拠の位置・住所）」欄の記載を、「未定」とします。
- ② 交付規程様式 様式第11（その6の1）「商用車の電動化促進事業（トラック） 実施報告書（車両）（車台番号毎に提出）」の「営業所名」及び「営業所位置（車検証の使用本拠の位置・住所）」欄の記載は従来通り。

（3）完了実績報告書の入力用データシートの取り扱い

完了実績報告書に添付するデータシート（EXCEL）はLEVOの指定する様式で作成してください。

5. 運用変更の開始時期

令和6年12月11日の申請から運用いたします。

(参考)

一部改正の概要（黄色網掛け部分が追加、削除）

【公募要領】

7. 申請受付

(2) 申請の方法（詳細は交付規程参照） 申請は次の手順で行ってください。

- ① 交付申請（申請者が最初に行う申請。一申請一営業所ごとに提出。**ただし、充電設備の導入を行わない申請を除く**）補助金の交付を受けるため最初に「交付申請」を行ってください。（略）

【交付規程」様式】

様式第1（その8 実施計画書）

「商用車の電動化促進事業(トラック) 実施計画書（導入予定表）」

導入計画

「営業所名」 ⇒ 記載を要する欄は「未定」で可

「営業所位置（使用本拠の位置・住所）」 ⇒ 記載を要する欄は「未定」で可

様式第11（その6の1 実施報告書）

「商用車の電動化促進事業(トラック) 実施報告書（車両）（車台番号毎に提出）」

「営業所名」 ⇒ 営業所名を記入

「営業所位置（使用本拠の位置・住所）」 ⇒ 営業所位置（車検証の使用本拠の位置・住所）を記入